

「コープのタブレット」通信サービス利用約款

第1版

平成29年5月15日現在

大阪いずみ市民生活協同組合

目次

第一章 総則.....	3
第1条 (約款の適用)	3
第2条 (約款の変更)	3
第3条 (約款の掲示)	3
第4条 (用語の定義)	3
第二章 タブレット契約.....	6
第5条 (契約の内容)	6
第6条 (タブレット契約の単位及び利用者の範囲)	6
第7条 (タブレット契約申込みの方法)	6
第8条 (タブレット契約申込みの承諾)	6
第9条 (タブレット契約の期間)	7
第10条 (タブレット契約に基づく権利の譲渡の禁止)	7
第11条 (コープのタブレットのプラン)	7
第12条 (利用料金)	7
第13条 (料金又は遅延損害金の支払方法)	8
第14条 (端数処理)	9
第15条 (コープのタブレットの利用の一時中断)	9
第16条 (申込みの取消)	9
第17条 (契約者が行うタブレット契約の解約)	9
第18条 (生協が行うタブレット契約の解約)	9
第19条 (利用停止)	10
第20条 (修理や交換対応について)	10
第三章 通信.....	10
第21条 (インターネット接続サービスの利用)	10
第22条 (通信の条件)	11
第23条 (通信利用の制限)	11
第24条 (通信の利用を制限する措置)	12
第25条 (閲覧制限の措置)	12
第26条 (収集情報の利用等)	12

第27条	(生協からの情報発信)	13
第四章	雑則	13
第28条	(利用に係る契約者の義務)	13
第29条	(インターネット接続サービスの利用における禁止行為)	13
第30条	(契約者に係る情報の利用)	14
第31条	(合意管轄裁判所)	14
第32条	(準拠法)	15

大阪いずみ市民生活協同組合は、組合員の生活向上を目的とし、コープのタブレット通信サービスの提供をいたします。

第一章 総則

第1条 (約款の適用)

大阪いずみ市民生活協同組合（以下「生協」といいます。）は、コープのタブレット通信サービス利用約款（以下「この約款」といいます。）によりコープのタブレット通信サービス（以下「コープのタブレット」といいます。）を提供します。

第2条 (約款の変更)

1. 生協は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。
2. 生協は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、生協からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、書面、電子メール、ホームページでの掲示など生協が適当と判断する方法により効力発生時期を定めて組合員に周知します。

第3条 (約款の掲示)

生協は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を書面又はホームページの掲示など生協が適当と判断する方法によりこれを提供します。

第4条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行っ

用 語	用 語 の 意 味
	た者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であってコープのタブレット契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
9 LTE基地局設備	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する無線基地局設備
10 Wi-Fi機器	Wi-Fi基地局設備と通信する機能を有する無線機器
11 契約者回線	無線基地局設備と契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
12 LTE回線	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する電波を用いてLTE基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
13 サービス取扱所	コープのタブレットに関する業務を行う取扱所
14 端末契約	この約款に基づきタブレット端末を購入するための契約
15 利用契約	この約款に基づき生協から契約者回線の提供を受けるための契約
16 契約者	生協と端末契約及び利用契約を締結している者
17 提供開始日	タブレット契約に基づいて生協が契約者回線の提供を開始する日

用語	用語の意味
18 提携事業者	KDDI株式会社
19 セッション	生協又は提携事業者の電気通信設備において無線機器に係るIPアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割り当てを維持している状態
20 グローバルIPアドレス	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他IPアドレスを管理及び指定する事業者が割り当てるIPアドレス
21 プライベートIPアドレス	グローバルIPアドレス以外のIPアドレス
22 LTE通信	LTE回線により行われる通信
23 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
24 組合員	生協法第14条第1項に定める組合員
25 組合員と同一の世帯に属する者	生協法第12条第2項に定める組合員と同一の世帯に属する者
26 インターネット接続サービス	コープのタブレットに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービス
27 生協指定のコンテンツ	契約者に対して、生協が電子的な手段で提供するアプリケーション又はWebページなど
28 コープの月々割	契約者回線使用料金の割引制度

第二章 タブレット契約

第5条 (契約の内容)

1. 組合員は、端末契約及び利用契約（以下端末契約と利用契約を両方合わせて「タブレット契約」といいます。）を同時に生協と締結することにより、コープのタブレットを利用することができます。

2. 契約者は、コープのタブレットにより、以下のサービスを利用することができます。

- (1) タブレット端末の利用
- (2) インターネット接続サービスの利用
- (3) 生協指定コンテンツの利用

第6条 (タブレット契約の単位及び利用者の範囲)

組合員は、タブレット契約を最大3契約まで締結できます。また、コープのタブレットを利用できるのは、タブレット契約をした組合員本人及びその組合員と同一の世帯に属する者に限ります。

第7条 (タブレット契約申込みの方法)

組合員がタブレット契約の申込みをするときは、生協所定の申込書を生協に提出することで申込みが成立します。

第8条 (タブレット契約申込みの承諾)

1. 生協は、タブレット契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2. 前項の規定にかかわらず、生協は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3. 前2項の規定にかかわらず、生協は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) タブレット契約の申込みをした者が、コープのタブレットに係る料金又は生協に対し負う債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 前条に基づき提出された申込書その他の書類に不備があるとき。
- (3) タブレット契約の申込みをした者が、生協の組合員でない場合。
- (4) コープのタブレットを利用する者が、タブレット契約をした組合員本人及びその組合員と同一の世帯に属する者でないことが明らかな場合
- (5) タブレット契約の申込みをした者が、第19条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当し、コープのタブレットの利用を停止されたことがある又は、コープのタブレ

- ットに係る契約の解約を受けたことがあるとき。
 (6) その他、生協の業務の遂行上支障があるとき。

第9条 (タブレット契約の期間)

1. タブレット契約は提供開始日から始まり、第17条(契約者が行うタブレット契約の解約)又は第18条(生協が行うタブレット契約の解約)により解約されない限り、タブレット契約は継続します。
2. 契約期間は月単位とし、月途中で解約手続きを行った場合についても、解約月の末日まで契約が継続します。

第10条 (タブレット契約に基づく権利の譲渡の禁止)

契約者は、端末契約に基づくタブレット端末の提供を受ける権利及び利用契約に基づく契約者回線の提供を受ける権利を、譲渡することはできません。

第11条 (コープのタブレットのプラン)

1. コープのタブレットには、次のプランがあります。

	プラン名称	データ容量 (月)	端末	端末代金 (税抜)
1	コープのタブレット 8インチ	7GB	8インチタブレット	36,000円
2	コープのタブレット 10インチ	7GB	10インチタブレット	36,000円

2. 端末代金は、提供開始日を含む月の翌月から36ヶ月間の分割払いとなります。端末分割金の計算は、次の式によります。

$$\text{端末分割金} = \text{端末代金} \div 36 \text{ カ月}$$
3. 当月ご利用の通信量が7GBを超えた場合、当月末までの通信速度が送受信最大128kbpsとなります。
4. タブレットの仕様や取扱い機種の詳細は別紙によります。なお、メーカー側の仕様変更や機種の改廃に伴い、事前の告知なく変更する場合があります。
5. コープのタブレット通信サービスの初期設定を行うために必要なため、お届け前に、生協が代行して契約者名義のGoogleアカウント及びGmailアドレスを新規で取得します。ログインパスワードは、端末お届け後に、契約者自身で変更していただけます。

第12条 (利用料金)

1. 契約者は本条で規定する利用料金を生協に支払う義務を負うものとします。
2. 利用料金は、契約者回線利用料金及び端末分割金とします。なお契約者回線利用料金

については、提供開始日を含む月の翌月から36カ月の間、「コープの月々割」を適用し、毎月1,000円（税抜）の割引を行います。ただし、提供開始日を含む月の翌月から36カ月を経過しない期間内に、第17条（契約者が行うタブレット契約の解約）又は第18条（生協が行うタブレット契約の解約）により契約が解約になった場合は、解約しなければ適用される予定であった36ヶ月に満たない月数分の「コープの月々割」は適用されません。

3. 利用料金は月額固定とします。月額料金は次の通りです。

利用料金（税抜）		1,680円
内訳 (税抜)	契約者回線利用料金	1,680円
	コープの月々割	-1,000円
	端末分割金	1,000円

4. 利用料金は、提供開始日を含む月の翌月から発生し、解約月の末日までの利用料金の支払い義務が発生します。

5. 利用料金は、当月の利用料金として、口座振替の場合は「預貯金口座振替による商品代金等支払い事務取扱要綱」、クレジットカード払いの場合は「宅配事業商品等ご利用代金クレジットカード支払要綱」に従い、お支払いいただきます。

6. タブレット契約の提供開始日を含む月の翌月から36カ月を経過しない期間内に、第17条（契約者が行うタブレット契約の解約）又は第18条（生協が行うタブレット契約の解約）により契約が解約になった場合は、端末代金の残金の一括支払い義務が契約者に発生します。

7. 前項の規定にかかわらず、第18条（生協が行うタブレット契約の解約）で定める脱退による解約事由が発生した場合に、脱退事由が法定脱退かつ脱退理由がエリア外転居、職域加入の方の脱退又は本人死亡の場合、端末を返却することで端末代金の残金の支払いは免除されます。

第13条（料金又は遅延損害金の支払方法）

1. 支払方法又は遅延損害金については、口座振替の場合は「預貯金口座振替による商品代金等支払い事務取扱要綱」、クレジットカード払いの場合は「宅配事業商品等ご利用代金クレジットカード支払要綱」によります。なお、契約者が生協の定める支払期限を経過してもなお料金の支払いがない場合、生協は、「預貯金口座振替による商品代金等支払い事務取扱要綱」に従い遅延損害金を申し受けます。

2. 契約者は、次の場合を除き、コープのタブレットを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりその利用契約に係る全ての契約者回線（通常料金契約に係るものに限り、）を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを生協が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	左記の状態が生じたことを、生協が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料金。

3 生協は、支払いを要しないこととされた料金が、契約者から既に支払われているときは、その利用料金を返還します。

第14条（端数処理）

生協は、利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第15条（コープのタブレットの利用の一時中断）

生協は、契約者から生協所定の方法により請求があったときは、コープのタブレットの利用の一時中断（その請求のあったコープのタブレットを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。この場合であっても、通常の利用料金の請求を行います。

第16条（申込みの取消）

組合員が申込書を生協に提出した後、申込書を提出した日を含む8日以内に、生協が指定する方法で申込みの取消を申請した場合に限り、申込みを取り消すことができます。8日を過ぎた場合は、解約処理となります。

第17条（契約者が行うタブレット契約の解約）

1. 契約者は、タブレット契約を解約するときは、所定の解約届を解約希望する月の15日までに生協に提出していただきます。

第18条（生協が行うタブレット契約の解約）

1. 生協は、契約者が第19条（利用停止）の規定により、生協よりコープのタブレットの利用を停止された場合に、生協の指定した期日までにその理由となった事実を解消し

ないときには、その契約を解約することがあります。

2. 前項の規定にかかわらず、生協は、契約者が第19条（利用停止）各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が生協の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、直ちに、契約を解約することがあります。
3. 生協は、契約者が生協を脱退した場合、当然に契約が解約されるものとします。この場合の契約期間は、第9条（タブレット契約の期間）第2項の規定に関わらず、生協が指定する解約日までとします。ただし、利用料金は解約月の末日までの利用料金の支払い義務が発生します。
4. 生協は、紛失や盗難で端末が無い場合は、その契約を解約することがあります。
5. 生協は、第1項、第2項及び第3項の規定により、そのタブレット契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知した上で解約します。

第19条（利用停止）

生協は、契約者が次のいずれかに該当するときは、コープのタブレットの利用を停止することがあります。この場合であっても、通常の利用料金の請求を行います。

- (1) 生協が請求した利用料金について、支払期日を経過してもなお支払いがないとき。
- (2) コープのタブレットに係る契約の申込みに当たって生協所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 契約者がそのコープのタブレット又は、生協と契約を締結している他のコープのタブレットの利用において第28条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと生協が認めたとき。

第20条（修理や交換対応について）

生協は、契約期間内の故障や破損に対し、無償で修理もしくは交換に対応します。ただし修理及び交換に関する送料は契約者にご負担いただきます。なお、以下の場合には有償となります。

- (1) 契約者が故意に破損や水没をさせた場合。
- (2) 契約者が分解や改造（システムやプログラムを含む）を行った場合。

第三章 通信

第21条（インターネット接続サービスの利用）

1. 契約者は、インターネット接続サービスを利用することができます。
2. 生協は、インターネット接続サービスの利用により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第22条（通信の条件）

1. 生協は、コープのタブレットを利用できる区域について、生協のホームページに掲示するものとします。
ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
2. コープのタブレットに係る通信は、生協が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
3. コープのタブレットに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
4. 電波状況等により、コープのタブレットを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、生協は一切の責任を負わないものとします。

第23条（通信利用の制限）

生協、又は提携事業者は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（生協がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

秩序の維持に直接関係がある機関

防衛に直接関係がある機関

海上の保安に直接関係がある機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

第24条（通信の利用を制限する措置）

前条の規定による場合のほか、生協、又は提携事業者は、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。

- （1）通信が著しく輻輳する場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線などへの通信の利用を制限すること。
- （2）契約者回線を、生協が別に定める一定時間以上継続して保留し、提携事業者の電気通信設備を占有する等、その通信がコープのタブレットの提供に支障を及ぼすおそれがあると、生協が認めた場合に、その通信を切断すること。
- （3）生協が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行がなされていないと判断して、提携事業者の電気通信設備（特定携帯電話事業者の電気通信設備を含みます。）に所定の登録を行った端末設備が契約者回線に接続された場合、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとること。

第25条（閲覧制限の措置）

1. 生協、又は提携事業者は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像及び映像などを掲載するWebサイト（児童ポルノアドレスリストに基づきます。）について、契約者が当該Webサイトを閲覧する場合に、事前に通知することなく、当該Webサイトの閲覧を制限する場合があります。
2. 生協、又は提携事業者は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像及び映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
3. 本条第1項及び第2項の規定により契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、生協、又は提携事業者はその一切の責任を負わないものとします。

※1本条に規定する閲覧できない状態に置くとは、児童ポルノ画像などを閲覧できなくするように、アクセスしようとする通信を強制的に遮断する措置を示しています。

※2本条に規定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体とは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会とします。また、児童ポルノアドレスリストとは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストとします。

第26条（収集情報の利用等）

1. 生協、又は提携事業者は、コープのタブレットを利用する場合、以下に記載する情報（以下、「利用者情報」といいます。）を収集します。
 - (1) 契約情報
 - (2) その他、本サービスに付随して取得する情報
2. 利用者は、前項の利用者情報が以下の目的のために利用されることに同意するものとします。
 - (1) 本サービスの提供及びそれに付随する業務を提供するため。
 - (2) 利用者の問い合わせに答えるため。
 - (3) 新たなサービスの開発提供のため。
 - (4) 本サービスのレベル維持、向上のため。

第27条（生協からの情報発信）

1. 契約者は、コープのタブレットを利用する場合、生協からの情報発信を受け入れるものとします。
2. 生協からの情報発信に係る通信量は、月々のデータ通信量に含まれます。

第四章 雑則

第28条（利用に係る契約者の義務）

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 無線機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 生協が無線機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。
 - (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で、コープのタブレットを利用し、又は他人に利用させないこと。
2. 契約者は、前項各号の規定に違反して、生協又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第29条（インターネット接続サービスの利用における禁止行為）

生協、又は提携事業者は、契約者がコープのタブレットでインターネット接続サービスを利用する場合において以下のことを禁止します。

- 1 提携事業者若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- 2 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- 3 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- 4 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- 5 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- 6 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- 7 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- 8 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- 9 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- 10 インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- 11 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- 12 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- 13 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- 14 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- 15 その他法令に違反する行為
- 16 1から15までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

第30条（契約者に係る情報の利用）

生協は、契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、生協の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、生協の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を生協の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、コープのタブレットの提供にあたり取得した個人情報、生協がホームページで公開する「個人情報の取り扱いについて」に従い取り扱います。

第31条（合意管轄裁判所）

この約款に関する訴訟については、大阪地方裁判所堺支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第32条（準拠法）

この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。